

熊本県認可外保育施設基準適合証明書交付要領

(趣旨)

第1 この要領は、認可外保育施設に対する指導監督の効果的な実施を図るとともに、指導監督基準を満たしていると認められる施設に対する証明書の交付等に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象施設)

第2 この要領の対象となる施設は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項の規定により、県への届出が義務付けられている認可外保育施設（以下「施設」という。）とする。

(証明書の交付)

第3 知事は、施設に対し「熊本県認可外保育施設指導要綱」（以下「指導要綱」という。）第10条に定める立入調査を実施し、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（令和6年3月29日こ成保第218号こども家庭庁成育局長通知）に添付された、施設形態ごとの指導基準等の全項目について適合していることを確認した場合には、施設の設置者等に対し証明書を交付するものとする。

なお、証明書の有効期間は、証明書を交付した日から、第4に基づき返還を求めたときまでとする。

(証明書の返還)

第4 知事は、指導要綱第10条に定める立入調査を実施し、同要綱第11条による改善指導にもかかわらず、その指導事項に対する助言等による改善が見込まれない等、第3に定める証明書の交付の要件を満たさなくなったと認められるときは、証明書の返還を求めるものとする。

2 施設は、法第59条の2第2項により、その事業を廃止又は休止したときは、別記第1号様式により知事へ証明書を返還しなければならない。

(証明書の再交付)

第5 証明書の交付を受けた施設の設置者等は、証明書を紛失等した場合には、別記第2号様式により、証明書の再交付を求めることができる。ただし、再交付後、紛失等した証明書を発見したときは、ただちに、発見した証明書を知事へ返還しなければならない。

(情報提供等)

第6 知事は、証明書の交付及び返還を求めた事実について、市町村に情報提供を行うものとする。

2 証明書の交付を受けた施設は、保護者等からの求めに応じて証明書を提示できるものとする。

(記録)

第7 知事は、証明書の交付及び返還について記録を整備するものとする。

(その他)

第8 第3から第5に係る届出については、施設の所在市町村を經由し、別表に定める広域本部又は地域振興局に提出し、証明書の交付等は別表に定める広域本部又は地域振興局が行うものとする。

附 則

この要領は、令和8年(2026年)4月1日から施行する。

別表(第8関係)

市町村	提出先
荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、阿蘇市、合志市、玉東町、和水町、南関町、長洲町、大津町、菊陽町、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村、南阿蘇村	県北広域本部
八代市、人吉市、水俣市、氷川町、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町	県南広域本部
上天草市、天草市、苓北町	天草広域本部
宇土市、宇城市、美里町	宇城地域振興局
御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町	上益城地域振興局